

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会
令和5年度第2回三役・地区長会

令和5年9月7日(金) 午後3時30分～
私学会館5階大会議室

次 第

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議 題

(1) 新地区長候補者の選出(～10/31)について

(2) 私学振興ふじのくに大会(11/15)について

(3) 県予算要望にかかる各地区からの要望事項について

(4) その他

4 閉 会

次回三役・地区長会：令和5年12月11日(月) 15時～
私学会館 5階大会議室

役員改選・事業計画策定スケジュール

	< R 6 役員改選 >	< R 6 事業計画の策定など >
7月 8月 9月	7/19 全体スケジュールの通知 9/7 三役・地区長会 ・新地区長候補者選出依頼 (現地区長あて ~10/31)	7/19 全体スケジュールの通知 9/5 新年度基本方針策定 (三役会) 9/7 運営委員会 ・R6事業計画案の提出依頼 (現委員会あて ~10/20)
10月	10/31 新地区長候補者選出 (各地区)	10/20 R 6 事業計画案の提出 (各委員会) ・委員会別事業計画案 (研修計画案を含む。)
11月	11/1 理事長候補者立候補受付 ~11/15 11/1 理事長候補者選定委員会開催通知 11/22 理事長候補者選定委員会 (新地区長候補者) ・理事長候補者の選定 11/27 副理事長候補者等の検討 (三役会ほか)	☆ 事業計画案 (全体) の調整 11/27 運営委員会 (三役・委員長) ・事業計画案協議
12月	12/4 新三役候補者会 ・新役員候補者等選任案作成 12/11 常置委員会等推薦理事検討会議 (現三役と現委員長) 12/18 新理事候補者会 (新理事候補者全員) ・新役員候補者、地区別委員数の承認 12/20 副委員長候補者希望提出依頼 (委員長候補者あて ~1/17)	12/11 三役・地区長会 (事業計画案協議) 12/18 理事会 (事業計画案協議)
R6.1月	1/17 副委員長候補者希望の提出 (委員長候補者) 1/20 常置委員候補者推薦依頼 (新地区長候補者あて ~2/16)	1/24 運営委員会 (事業計画案協議)
2月 3月	2/16 常置委員候補者の提出 (新地区長候補者)	2/16 理事会 (事業計画等承認)
4月 5月	(4/1 公益社団法人へ移行) 5/15 理事会 (役員候補者、総会招集など)	(4/1 公益社団法人へ移行) 5/15 新三役・委員長候補者会 (事業調整) 5/15 理事会 (前年度事業報告等)
6月	6/3 定時総会 (理事、監事の選任) 6/3 理事会 (正副理事長、委員長等の選任) 6/5 新役員・常置委員全体会	6/3 定時総会 (前年度事業報告等)

各地区長 様

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会

理事長 千葉 一道

新地区長(理事)候補者の推薦について(依頼)

時下 益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の運営につきましては、日頃から多くのご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先の定時社員総会において決議された組織改革等の方針により、令和6年度の役員改選から地区統合後の新地区長が地区推薦理事となります。

つきましては、統合対象地区間でご協議いただき、「新地区長(理事)候補者」の推薦をお願い申し上げます。

ご多忙の折誠に恐縮ですが、令和5年10月31日(火)までに、別紙「新地区長(理事)候補者推薦書」をメール又はFAXにより事務局へご提出くださるようお願いいたします。

なお、推薦に当たっては次の2点についてご留意をお願いします。

(1)社員である法人の理事長又は園長が地区長(理事)の有資格者です。

(2)令和6年5月31日現在で満70歳未満の方*に限ります。

*令和6年6月1日に満70歳の誕生日を迎える方は、同年5月31日に満70歳となるので対象外となります。同年6月2日以降に満70歳の誕生日を迎える方が対象となります。

<新地区長(理事)候補者推薦書の提出先>

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会 事務局 伊藤

e-mail: office@shizushiyou.or.jp 又は

kyokuchou@shizushiyou.or.jp

fax : 054-255-3694

<今後の日程>

11月22日(水)午後3時 私学会館3階中会議室

理事長候補者選定委員会(構成員:新地区長(理事)候補者)

担当:事務局 伊藤

電話:054-254-6820

(様式)

新地区長(理事)候補者推薦書

令和 年 月 日

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一道 様

(現) _____ 地区長 (印省略)

(現) _____ 地区長 (印省略)

令和6年度役員改選に伴う新地区長(理事)候補者を次のとおり推薦します。

新地区名 ※該当地区名の()に ○印を記入	1 駿豆・沼津地区() 2 富士・富士宮地区() 3 清水・静岡地区() 4 焼津・藤枝地区() 5 島田・榛南・遠州地区() 6 浜松地区()
新地区長(理事)の 氏名(ふりがな)	
所属法人名・園名	
役 職 名	
法人(園)の所在地	

(注)浜松地区を除き、統合対象地区の現地区長の連名で推薦願います。

< 記載例 >

新地区長(理事)候補者推薦書

令和5年10月31日

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一道 様

(現) 清水地区長 富士川 太郎 (印省略)

(現) 静岡地区長 安倍川 次郎 (印省略)

令和6年度役員改選に伴う新地区長(理事)候補者を次のとおり推薦します。

新地区名 ※該当地区名の()に ○印を記入	1 駿豆・沼津地区() 2 富士・富士宮地区() 3 清水・静岡地区(○) 4 焼津・藤枝地区() 5 島田・榛南・遠州地区() 6 浜松地区()
新地区長(理事)の 氏名(ふりがな)	富士山 一郎(ふじさん いちろう)
所属法人名・園名	学校法人県私幼学園 振興協会幼稚園
役 職 名	理事長・園長
法人(園)の所在地	静岡市葵区追手町9-26

(注) 浜松地区を除き、統合対象地区の現地区長の連名で推薦願います。

令和5年度私学振興ふじのくに大会の概要(案)

○開催日時 令和5年11月15日(水)13:30～14:15
(14:30～陳情活動)

○場所 ホテルグランヒルズ静岡
5階 センチュリールーム

○団体会員参集目標 1,100人程度(コロナ前と同規模)

小・中・高	500 程度
幼稚園	500 "
職業教育	100 "

○来賓 副知事、部長、理事、局長、課長
議長、県議会議員(私学議連)

○次第

- 1 開会(13:30)
- 2 開会のことば 私立保護者会 会長
- 3 主催団体代表挨拶 私立協会 理事長
私立幼稚園振興協会 理事長
職業教育振興会 会長
- 4 祝辞 副知事、議長
- 5 来賓紹介 県スポーツ・文化観光部長、局長、課長、県議会議員
- 6 大会決議 私立保護者会 副会長
私立幼稚園PTA連合会 副会長
- 7 県議会議員挨拶 全議員
- 8 閉会のことば 私立幼稚園PTA連合会 会長
- 9 閉会(14:15)

(司会)私学協会、幼稚園振興協会 各1

各地区長 様

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一道

令和 6 年度県予算要望にかかる地区からの要望について (お願い)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年、私学振興ふじのくに大会終了後に県 (副知事、関係部長) 及び県議会 (正副議長、私学振興議員連盟) に対し、県予算の要望活動を実施しています。

今年度の要望活動に当たり、園の経営形態の多様化などに伴う様々なニーズへの対応が重要なことから、各地区からの要望を踏まえた要望項目を検討しています。

つきましては、ご多忙のところ短期間の依頼で誠に申し訳ありませんが、各地区からの要望事項がありましたら、下記によりご提出をお願いいたします。

記

1 要望事項

別添の様式により作成してください。ただし、市町への要望活動等にあたり既に要望書を作成している場合は、その要望書 (写し) の提出でも結構です。

2 提出方法など

10月12日 (木) までに、下記あてメールによりご提出ください。要望事項がない場合は、その旨ご連絡をお願いします。

e-mail: 「sanji@shizushiyou.or.jp」 又は 「office@shizushiyou.or.jp」

担当 事務局参事 井口
054-254-6820

(様式) 令和6年度県予算要望にかかる地区からの要望

地区名 ()

NO	項目名	要望内容 (概要)
1		
2		
3		
4		
5		
6		

私幼第 05081 号
令和 5 年 7 月 14 日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会
会 長 田中 雅道
政策委員長 水谷 豊三

政策委員会よりお知らせ

【私学助成園から施設型給付幼稚園への移行について】

先般、私学助成受ける幼稚園から施設型給付を受ける幼稚園への移行が認められなかったという報告を受けました。そこで文部科学省に確認をしたところ、幼稚園が新制度に移行するにあたっては、市町村が「確認」を行います。事業者から法令の基準を満たす申請があった場合は、市町村は必ず「確認」を行う必要があるとの回答を得ました。

これにつきましては、自治体向け FAQ においても示されているところです。
(参考) 自治体向け FAQ (よくある質問) (第 19.1 版) (cao.go.jp)

Q. 82 <認可施設・事業者に対する確認>

認可された施設や事業について、市町村の判断により公的給付の対象となる確認を行わないことはできますか。

(回答)

施設や事業者から確認の申請があった場合（確認の基準を満たしているものに限る）は、都道府県や市町村による認可を前提として、市町村は必ず確認を行う必要があります。

なお確認後、当該施設・事業者が子ども・子育て支援法第 40 条又は第 52 条に定める確認の取消事由等に該当することになった場合については、確認の取消し等を行うことができます。

但し、幼稚園型や幼保連携型の認定こども園への移行につきましては、その自治体の待機児童数や保育ニーズ等を踏まえ、供給（施設における定員の確保）が需要（現在の利用状況や利用希望）を上回る場合には、市町村が認可・認定を行わないことができます。

今後、市区町村などの基礎自治体において、施設型給付の幼稚園への移行が認められなかったという実態がございましたら、全日私幼連事務局までメール (info@youchien.com) にてご報告くださいますようお願い申し上げます。ご報告の際は、できるだけ詳しい内容を記載の上、ご報告（書式自由）下さい。

全日私幼連としては、このような実態があったことを文部科学省へ報告することで、引き続き、不適切な行政対応の把握につなげて参りたいと考えております。各都道府県団体様におかれましては、本件の事案について改めてご確認下さいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上の内容について、文部科学省へ事前確認しておりますので、各市区町村における今後の施設型給付幼稚園への移行に関してご参考にしていただければ幸いです。

以 上